

○保管場所標章の交付

(第 6 条第 1 項)

審査基準

平成 21 年 2 月 13 日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項	第 6 条第 1 項
処分の概要	保管場所標章の交付
原権者(委任先)	警察署長
法令の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条(保管場所標章の交付の手続)、第 5 条(保管場所標章の交付の手続)
審査基準	
標準処理期間	第 4 条第 1 項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては 7 日 第 5 条の規定による届出を受理したときは 1 日
申請先	当該車両の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。)
決裁区分等	警察署交通課長(交通第一課長を含む。)